

# 第 8 章

## 計 画 の 推 進

第8章では、本計画の推進体制や進行管理の方法について説明します。

## 1 | 推進体制

本計画を推進するにあたっては、市民、事業者、そして由布市（行政）がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して取り組むことが重要です。

地球温暖化対策を地域全体で進めていくため、市は施策の立案・実行に加え、情報発信や関係者間の調整を行います。市民や事業者への啓発活動や地域での実践的な取組については、「由布市地球温暖化対策地域協議会」などの市民団体と連携・協力して進めていきます。必要に応じて、課題に応じた協議会や分科会を設けることも検討します。

さらに、広域的な対応が求められる場合には、国や大分県、他の市町村と連携・協力するとともに、専門的な知見が必要とされる場面では、大学や関係機関との連携も図ります。

こうした多様な主体との連携・協力を通じて、実効性のある地球温暖化対策を地域に根づかせ、持続可能なまちづくりの実現を目指します。

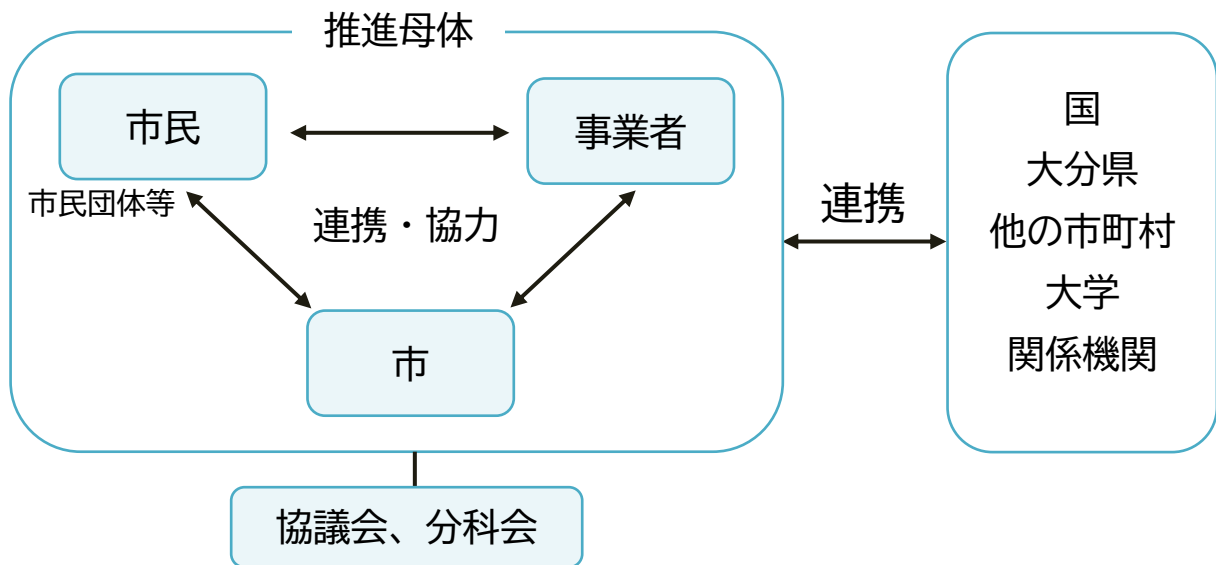


図8-1 本計画の推進体制

## 2 | 進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、「計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Action）」という PDCA サイクルを繰り返しながら推進していきます。この PDCA サイクルにより、計画の進捗状況を定期的に点検・評価・見直しすることで、由布市の地球温暖化対策を継続的に進めていきます。

計画の進行管理は、庁内連絡会議及び多様な主体で委員を構成している環境審議会が担います。これらの会議では、施策の実施状況や計画指標の達成度を確認し、その結果をもとに次年度以降の施策の見直しや新たな施策の検討を行います。必要に応じて、計画自体の見直しを行います。

温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計・分析に取り組み、施策の実施状況等とあわせて年次報告書にとりまとめ、公表します。

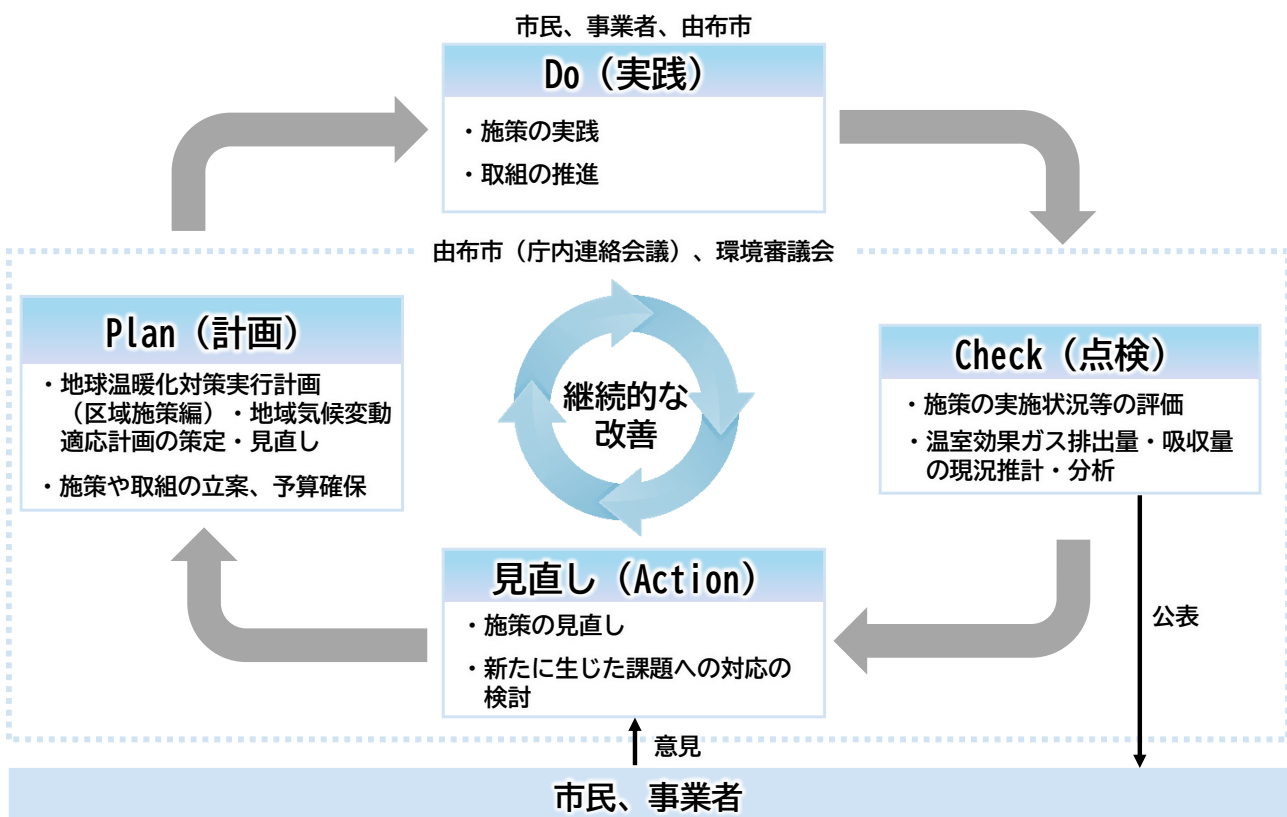


図8-2 本計画の進行管理

### (1) 環境審議会

由布市環境審議会は、学識経験者、関係機関団体、公募市民などで構成し、環境の保全・再生・創造に関する事項を調査・審議するための組織です。環境審議会は、本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された施策・事業の進捗状況について、総合的に評価し、改善点などを提言します。

## (2) 庁内連絡会議

庁内連絡会議は、関係課で構成し、環境の保全・再生・創造に関する施策を調整・推進するための組織です。庁内連絡会議は、本計画策定時にその内容を調整するとともに、計画策定後に施策を推進し、その進捗状況に対する環境審議会の提言などをふまえて、施策の見直しや新たな施策の検討を行ないます。

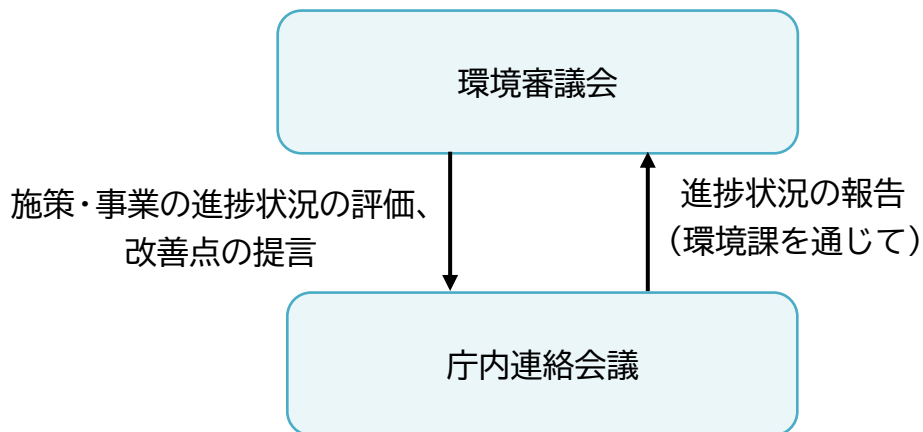


図8-3 環境審議会と庁内連絡会議の関係

## 3 | 財政上の措置

市は、地球温暖化対策に関する施策を着実に進めていくため、限られた財源の中でも優先順位を考慮しながら、必要に応じて財政的な支援や措置を講じるよう努めます。

また、事業の実施にあたっては、国や県の補助制度の活用も視野に入れ、効果的かつ持続可能な取組を進めていきます。